

従業員(被保険者)の皆さまへ

10月から

パート・アルバイトの方の 健康保険の加入対象が拡大されます

(対象になったら被扶養者から外す手続きを忘れずに！)

平成28年10月から、健康保険や年金などの社会保険の対象者となる方の基準が変わり、パート・アルバイトなどで週20時間以上働く方も対象となります。被扶養者であるご家族が新たに勤め先の健康保険に加入する場合は、当健保に対して被扶養者を外す手続きが必要になります。

下記の図を参考にして、被扶養者の方が対象になるかをご確認して頂き、対象になる場合には、忘れずに手続きをお願い致します。

対象者確認チャート 被扶養者の方は以下の条件に当てはまりますか？

Q1: いずれか1つでも該当しますか？

- ☐ すでに年金や健康保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- ☐ 現在、学生である。(夜間・定時制の方は除きます)
- ☐ 雇用期間が1年未満の予定。(更新の可能性のある場合は除きます)
- ☐ 勤め先の会社の従業員数(正社員など)は、500人以下である。
※正社員などすでに社会保険の対象となっている従業員の人数です。

はい

いいえ

Q2: 1週間の労働時間は20時間以上ですか？

※残業時間は含めず、あらかじめ決まっている労働時間(所定労働時間)をご確認下さい。雇用保険に加入している場合は「はい」へ進んで下さい。

いいえ

はい

Q3: 1ヶ月の決まった賃金は88,000円以上ですか？

※賞与、残業代、通勤手当などは含めず、毎月支給される額で考えます。
※契約書等で不明な場合は、「時給×Q2の労働時間×52週÷12か月」など。

いいえ

はい

■勤め先の健康保険に新たに加入します。

⇒当健保に被扶養者を外す手続きが必要です。

●勤め先の健保に新たに加入する方ではありません。
(これまで通り、被扶養者として当健保に加入できます)

■対象となる方は手続きを忘れずに！

新しく勤め先の健康保険に加入する場合は、被保険者の方の事業所を通じて、当健保に「健康保険被扶養者異動届」を提出します。また、勤め先から新しく保険証が発行されますので、事業所を経由して現在使用している対象者の方の当健保の保険証を合わせて返却して下さい。